物 品 売 買 契 約 書（案）

１．案件番号　　４－３

２．案件名称　　生理検査システムサーバ増設

３．仕様（内訳）　別紙のとおり

４．納入場所　　栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
地方独立行政法人新小山市民病院　サーバー室

５．納入期限　　平成３１年３月３１日 限

６．契約金額　　金　　円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金　　円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、契約金額に１０８分の８を乗じて得た額である。

７．契約保証金

上記の物品売買について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の契約事項等により公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成３０年　　月　　日

栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
甲　地方独立行政法人新小山市民病院
理事長　　島 田　和 幸　　印

乙　　印

物品売買契約約款

（総則）
第１条　甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の購入契約を言う。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　乙は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納品し、甲に引渡すものとし、乙は、その契約代金を支払うものとする。
３　乙は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は甲と乙との協議がある場合を除き、物品を納品するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
４　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
５　この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
６　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
７　この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。
８　この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
１０　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）
第２条　この約款に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行われなければならない。
２　前項に規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。
３　前２項に規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
４　甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等）
第３条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
２　乙は、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（条件変更等）
第４条　乙は、物品を納品するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
(1)　仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
(2)　仕様書等に語謬又は脱漏があること。
(3)　仕様書等の表示が明確でないこと。
(4)　履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
(5)　仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
２　甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
３　甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後７日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。
４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
５　前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は、乙に損害を及ぼしたときは必要な負担をしなければならない。

（仕様書等又は物品の納品に関する指示の変更）
第５条　甲は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は物品の納品に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等又は物品の納品に関する指示を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（物品の納品の中止）
第６条　甲は、必要があると認めるときは、物品の納品の中止内容を乙に通知して、物品の納品の全部または一部を一時中止させることができる。
２　甲は、前項の規定により物品の納品を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が物品の納品の続行に備え物品の納品の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による納入期限の延長）
第７条　乙は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に物品の納品を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に納入期限の延長変更を請求することができる。
２　甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。甲は、その納入期限の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（甲の請求による納入期限の短縮等）
第８条　甲は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、納入期限の短縮変更を乙に請求することができる。
２　甲は、この約款の他の条項の規定により納入期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する納入期限について、乙に通常必要とされる納入期限に満たない納入期限への変更を請求することができる。
３　甲は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（納入期限の変更方法）
第９条　納入期限の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
２　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が納入期限の変更事由が生じた日（第７条の場合にあっては甲が納入期限の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が納入期限の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（契約金額の変更方法）
第１０条　契約金額の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
２　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
３　この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

（一般的損害）
第１１条　物品の引渡し前に、物品に生じた損害その他物品の納品に当たり生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第１３条第１項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）
第１２条　物品の納品にあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
３　前２項の場合その他物品の納品にあたり第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）
第１３条　乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物品の納品が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、この契約の解除を請求することができる。
２　甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより物品の納品が不可能となったことが認められる場合は、乙のこの契約の解除の請求を承認するものとする。

（契約金額の変更に代える仕様書等の変更）
第１４条　甲は、第４条から第８条又は第１１条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部または一部に代えて仕様書等を変更することが出来る。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
２　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が同項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（物価等の変動に基づく契約金額等の変更）
第１５条　甲又は乙は、納入期限内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至ったときは、甲と乙とが協議のうえ、契約金額又は仕様書等の内容を変更することができる。この場合における協議については、第５条、第１０条の規定を準用する。

（検査及び引渡し）
第１６条　乙は、物品を納品したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
２　甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、納品の検査を実施しなければならない。
３　前２項の場合において、物品の納品及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて乙の負担とする。

４　甲は、第２項の検査に合格した後、乙が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けるものとし、所有権は引渡しを完了したときから甲に移転するものとする。
５　甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該物品の引渡し及び所有権の移転を契約代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は当該請求に直ちに応じなければならない。
６　乙は、物品が第２項の検査に合格しないときは、直ちに取替等の適切な措置を行い検査職員の検査を受けなければならない。当該検査に合格した場合においては、前４項の規定を準用する。

（契約代金の支払い）
第１７条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。
２　甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から３０日以内に契約代金を支払わなければならない。
３　甲がその責に帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分引渡し）
第１８条　物品について、甲が仕様書等において物品の納品の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の物品の納品が完了したときについては、第１６条中「物品」とあるのは「指定部分に係る物品」と、同条第５項及び前条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
２　前項に規定する場合のほか、物品の納入の一部が完了したときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第１６条中「物品」とあるのは「引渡部分に係る物品」と、同条第５項及び前条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
３　前２項の規定により準用される前条第１項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前２項において準用する前条第１項の規定による請求を受けた日から７日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（第三者による代理受領）
第１９条　乙は、甲の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
２　甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第１７条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（部分引渡しに係る契約代金の不払いに対する物品の納品の中止）
第２０条　乙は、甲が第１８条において準用される第１７条に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、物品の納品を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
２　甲は、前項の規定により乙が物品の納品を一時中止した場合において、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）
第２１条　甲は、物品に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて取替等を請求し、又は取替等に代え若しくは取替等とともに損害の賠償を請求することができる。
２　前項の規定による取替等又は損害賠償の請求は、第１６条第４項又は第５項（第１８条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。
３　甲は、物品の引渡の際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該取替等又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
４　第１項の規定は、物品の瑕疵が仕様書等の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）
第２２条　乙の責めに帰すべき事由により納入期限内に物品の納品を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。
２　前項の損害金の額は、契約金額から第１８条の規定により部分引渡しに係る契約代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
３　甲の責めに帰すべき事由により、第１７条第２項（第１８条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することが出来る。

（発注者の解除権）
第２３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　その責めに帰すべき事由により、納入期限内に物品の納品が完了しないと明らかに認められるとき。
(2)　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
(3)　第２５条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(4)　乙（乙が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品売買等の契約を締結する事務書の代表者を言う。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６項に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団を言う。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　仕入れ先の契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を仕入れ先の契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第２３条の２　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1)　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法』と言う。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令』という。」を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取消された場合を含む。）。

(2)　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下、「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令を言う。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

第２４条　甲は、第２３条第１項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第２５条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　第５条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が３分の２以上減少したとき。

(2)　第６条の規定による物品の納品の中止期間が、契約締結日から納入期限までの期間の１０分の５を超えたとき。ただし、中止が物品の納品の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の物品の納品が完了したあと３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3)　甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　乙は、前項の規定のよりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第２６条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第１８条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、乙が既に物品の納品を完了した部分（第１８条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分』という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金（以下「既履行部分代金」という。）を乙に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分代金の額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（談合等不正行為があった場合の措置）

第２７条　乙は、第２３条の２各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙がこの契約を履行した後も同様とする。

２　乙は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の１０分の３に相当する額

を支払わなければならない
(1)　第２３条の２第１項第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項から第９項までのいずれかの規定の適用があるとき。
(2)　第２３条の２第１項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
３　前２項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（保険）
第２８条　乙は、任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを速やかに甲に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）
第２９条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延金を徴収する。

（契約外の事項）
第３０条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。